

3問 民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定するための要件はどうなっているか、また、その任期に関する規定はあるのか、法務当局に問う。

[指定法人の指定要件]

- 指定法人は、訴訟関係者の権利利益に配慮しつつ大量の民事裁判情報を適正に取り扱うことが求められることから、本法律案においては、
 - ・ 一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であること
 - ・ 業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることを指定の要件としている。

- また、業務の遂行が公正に行われるよう、
 - ・ 役員又は職員の構成が業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること
 - ・ 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがない者であること等の要件も設けている。

[指定法人が業務を行う期間]

- 本制度における指定法人は、基幹となるデータベースを整備し安定的に運用することが期待されるものである上、指定法人の業務を担うためには、所要のシステムの開発等が必要になるから、業務の性質に照らし、定期的に指定法人を交代させるような運用は想定していない。

- したがって、本制度では、指定法人が業務を行う期間を設けることとはしていない。

(参考1) 「役員又は職員の構成が…業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

役職員が、特定の企業出身者で占められたり、社会的な信用に不審を抱かれるような者（例えば、暴力団構成員）であったりする場合等、国民からみて、民事裁判情報管理提供業務が公正に実施されないのではないかとの危惧が抱かれることになる場合を想定している。

(参考2) 「その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれ」

一般社団法人及び一般財団法人であっても、収益事業を行うことは妨げられないところ、本法律案第5条第1項の指定を受けようとする者が、収益事業として民間の判例データベース事業者と競合する業務を行っているような場合等を想定している。

(参考3) ノウハウの蓄積に関する指摘（民事判決情報データベース化検討会第第6回会議〔令和5年3月24日実施〕議事録）

ありがとうございます。少しレベルが違うのかもしれないのですが、消費生活センターを民間に委託するというケースがありまして、それを、法律上要件を決めてOKにするという時に大分議論がありました。消費者の方からの相談が非常にプライバシーであったり、非常に個別具体的な話が聞き取りをしますし、それから国民生活センターが運営しているPIO-NET データを自由に検索できるという状況にありますから、それを株式会社が利用するといった場合、自社の本来の営業に利用するのではないかという懸念もあって、その点については大分私たちは反対をしたりしたことがあるのですが、それを消費者安全法の中で一定の条件を付けて行うということに今なっていて、今株式会社は1社だけやっていますが、多くは一般社団であるとか古くから歴史的に相談を受けているような団体がやっていると。一般消費者の方は行政が運営しているからこそ信頼を得て話をしてくれるというところがありますので、やはり情報管理

機関については適格性については十分検討していただく必要性と、やはりコストであったり入札で何年ですとか、そういうことを行うことによる弊害というのもありますし、経験していくことでいろいろな技術的なことが蓄積されていくということもあるのではないかというふうにも思いますので、少し取り留めはありませんけれども、適格性を審査して制度化することについては賛成ということでございます。以上です。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が民事裁判情報管理提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること。

四 第十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2 法務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示するものとする。

- 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を法務大臣に届け出なければならない。
- 4 法務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。
- 5 指定法人は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第五条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第五条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。
- 四 第八条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで民事裁判情報管理提供業務を行ったとき。

2～4 (略)